

事業（不動産）所得の収支内訳書
 営業や不動産の所得がある場合は、収支内訳書に記入してください。記入欄が足りない場合は別途収支内訳書を作成し添付してください。
 また、減価償却費がある場合は、減価償却費の計算欄に記入してください。

5 事業（不動産）所得の収支内訳書

項目	金額（円）	項目	金額
売上収入	円	旅費交通費	円
家賃収入	4,000,000	通信費	
地代収入		広告宣伝費	200,000
		接待交際費	
		損害保険料	100,000
計(w)	4,000,000	修繕費	100,000
売上原価		消耗品費	
給料賃金		管理費	150,000
減価償却費	900,000	支払手数料	250,000
地代家賃		その他	350,000
利子割引料	800,000	計(x)	3,850,000
租税公課	1,000,000	専従者控除(y)	
荷造運賃		青色申告特別控除(z)	
水道光熱費		所得金額(w-x-y-z)	150,000

6 給与所得の内訳

日給などの給与所得のある方で、源泉徴収票のない方は記入してください。
 なお、下記申告内容については、源泉徴収票等の収入が明らかとなる書類がない限りは変更できません。

1か所目	月	月収	月	月収	月	月収	月	月収
賞与等	1	円	4	円	7	円	10	円
	2		5		8		11	
	3		6		9		12	
	合計		合計		合計		合計	
勤務先名		勤務先名		勤務先名		勤務先名		
所在地		所在地		所在地		所在地		
電話番号		電話番号		電話番号		電話番号		

給与所得の内訳
 会社の倒産等により給与の源泉徴収票を受け取ることができない場合は、給与明細等を添付の上、給与所得の内訳をご記入ください。
 ※源泉徴収票を添付する場合は記入不要です。

7 事業専従者に関する事項

氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数	専従者給与(控除)額
		明昭大平	・		円
		明昭大平	・		円
所得税における青色申告の承認の有無					円
専従者給与(控除)額の合計額					円

事業専従者に関する事項
 専従者がいる場合は、ご記入ください。個人番号（マイナンバー）は、個人番号カード（マイナンバーカード）または通知カードをご確認の上ご記入ください。

寄附金に関する事項
 該当する寄附を行った場合は、その金額を記入し、領収書を添付してください。
 なお、申告書を提出する場合はふるさと納税ワンストップ特例制度の対象となりませんので、記入漏れのないようご注意ください。

8 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分	金額
住所地の共同募金会、日赤支部	
兵庫県	
条例指定分 芦屋市	

9 配当割額株式等譲渡所得割額控除

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受ける場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入してください。

配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額
円	円

11 非課税及び所得金額調整控除

実態として扶養しているが、専従者や他の納税義務者の扶養親族として申告されているため、扶養親族として申告できない方についてご記入ください。専従者・ひとり親の非課税判定及び所得金額調整控除の適用判定に用います。

氏名	続柄
個人番号	
生年月日	
特別障害	身体()級 精神()級 療育()
別居の場合住所	

配当割額株式等譲渡所得割額控除
 配当所得や株式等譲渡所得があり、源泉徴収（特別徴収）された配当割額、譲渡割額があればご記入ください。

非課税及び所得金額調整控除
 実態として扶養しているが、専従者や他の納税者の扶養親族として申告されているため、扶養親族として申告できない方がいる場合で、以下のいずれかにあてはまる場合は、被扶養者の方の氏名等をご記入ください。
 1 合計所得金額が135万円以下で、上記被扶養者を扶養親族または生計を一にする子とすることにより、寡婦控除またはひとり親控除の要件を満たす方
 2 合計所得金額が850万円以上の方で上記被扶養者が23歳未満又は特別障害者であり、上記被扶養者を同一生計配偶者または扶養親族とすることにより、所得金額調整控除の要件を満たす方

純損失等の金額
 本年使用する純損失・居住用損失・雑損失の金額がある場合は、その金額をご記入ください。

10 純損失等の金額

本年使用する純損失の金額	円
本年使用する居住用損失の金額	円
本年使用する雑損失の金額	円

分離課税の短期・長期譲渡所得、株式等譲渡所得、先物取引に係る雑所得等に関する事項
 該当する所得がある場合は、収入金額や必要経費等を記入し、取引がわかる明細書等を添付してください。
 （分離課税の短期・長期譲渡所得：不動産の譲渡損益が対象です。保有期間が5年以内を「短期」、5年超を「長期」としてご記入ください。なお、動産の譲渡損益については表面の総合譲渡欄でご申告ください。）

12 分離課税の短期・長期譲渡所得、株式等譲渡所得、先物取引に係る雑所得等に関する事項

所得の種類	(a)収入金額	(b)必要経費	(c)差引金額{(a)-(b)}	(d)特別控除額	所得金額{(c)-(d)}	本年使用する損失の金額
上場株式等譲渡	5,000,000 円	1,200,000 円	3,800,000 円		3,800,000 円	3,000,000 円

本年使用する損失の金額については、左表に対応するものを同じ右表に記入してください。

13 給与・公的年金等所得以外の市民税・県民税の納付方法

給与から差し引き（特別徴収） 自分で納付（普通徴収）

納付方法
 給与・公的年金等以外の所得がある方は、どちらかの納付方法を選択してください。